

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

- ・「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について

計7枚（本紙を除く）

Vol.361

平成26年3月24日

厚生労働省老健局介護保険計画課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 2164)
FAX：03-3595-4010

老発 0324 第 2 号
平成 26 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、本年 2 月 25 日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、平成 26 年度も本年度と同様に、生活扶助基準の見直しに係る対応を行う予定であることをお伝えしたところであるが、今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

第一 改正の趣旨

「「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について」（平成 25 年 5 月 24 日老発 0524 第 5 号厚生労働省老健局長通知）により、生活扶助基準の改正に伴い生活保護受給者でなくなった場合についても継続して軽減が行える措置を講じているところであるが、平成 26 年度においても同様の措置を講ずることであること。

第二 改正の内容

平成 26 年 4 月 1 日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護受給者でなくなった場合についても、継続して居住費の軽減を行うことができるよう改正を行うものであること。

別添

○低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発474号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）
【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに 係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 1～3 (略)	(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに 係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 1～3 (略)
4 留意事項 (1)～(5) (略) (6) 新設	4 留意事項 (1)～(5) (略) (6) <u>平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が 廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は 特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負 担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、 3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利 用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を 原則とともに、居住費にかかる利用者負担については全額と することができる。</u>

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業

参考1

	生計困難者	生活保護受給者	生活扶助基準見直しに伴う 特例措置対象者																		
対象者	<p>住民税非課税で、次の要件を満たして市町村が認める者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算) ②預貯金等が350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に資産がない ④親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・介護支援給付受給者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律) 	<p>下記①かつ②のうち、引き続き本事業に基づく軽減対象者に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成25年8月1日又は平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者 ②廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者 																		
軽減対象となる費用	<p>次のサービスに係る<u>1割負担</u>、<u>食費</u>、<u>居住費</u></p> <p>訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス ※ 介護予防サービスがある場合も含む。</p>	<p>次のサービスに係る<u>居住費</u>(従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。)</p> <p>短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス</p> <p>※ 介護予防サービスがある場合も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次のサービスに係る<u>1割負担</u>、<u>食費</u> 左記の生計困難者と同じ ・次のサービスに係る<u>居住費</u> 左記の生計困難者・生活保護受給者と同じ <p>※ 介護予防サービスがある場合も含む。</p>																		
軽減割合	<p>原則 <u>1/4</u> (老齢福祉年金受給者は <u>1/2</u>)</p>	<p><u>全額</u>(補足給付等の支給後の額)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1割負担</u>、<u>食費</u> 原則 <u>1/4</u> (老齢福祉年金受給者は <u>1/2</u>) ・<u>居住費</u> <u>全額</u>(補足給付等の支給後の額) 																		
軽減のイメージ	<table border="1"> <tr> <td>対象サービスに係る 1割負担</td> <td>1/4 軽減</td> </tr> <tr> <td>食費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居住費</td> <td></td> </tr> </table>	対象サービスに係る 1割負担	1/4 軽減	食費		居住費		<table border="1"> <tr> <td>対象サービスに係る 1割負担</td> <td>※ 生活保護</td> </tr> <tr> <td>食費</td> <td>※ 生活保護</td> </tr> <tr> <td>居住費</td> <td>全額軽減</td> </tr> </table> <p>※ 多床室の場合、居住費は補足給付により支給。</p>	対象サービスに係る 1割負担	※ 生活保護	食費	※ 生活保護	居住費	全額軽減	<table border="1"> <tr> <td>対象サービスに係る 1割負担</td> <td>1/4 軽減</td> </tr> <tr> <td>食費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居住費</td> <td>全額軽減</td> </tr> </table>	対象サービスに係る 1割負担	1/4 軽減	食費		居住費	全額軽減
対象サービスに係る 1割負担	1/4 軽減																				
食費																					
居住費																					
対象サービスに係る 1割負担	※ 生活保護																				
食費	※ 生活保護																				
居住費	全額軽減																				
対象サービスに係る 1割負担	1/4 軽減																				
食費																					
居住費	全額軽減																				

※ 軽減を行った社会福祉法人等に対して、軽減総額の1/2を公費で助成(公費の内訳は国が1/2、都道府県・市町村が1/4ずつ)。なお、一定額までは法人の負担となる。

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日 老発第474号）（抄）（改正後全文）

（別添2）

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

1 目的

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 実施方法

(1) 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。

(2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

(3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者及び生活保護受給者とする。

① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに10

0万円を加算した額以下であること。

- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
- (4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。
- なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。
- (5) 軽減の程度は、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。
- (6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その2分の1を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 留意事項

- (1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減

制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を経営する他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。
- (5) 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3(3)に該当する者については、3(5)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができます。
- (6) 平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、

引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。